

新潟市立岩室中学校いじめ防止基本方針

★「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

1 いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ防止対策推進法及び新潟市いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめほどの生徒にもおこりうる深刻な人権侵害であることを認識し、生徒たちが互いに認め合い支え合い高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向け、いじめ防止に向けた対策を総合的かつ組織的に推進することを目的とする。

2 岩室中学校いじめ防止基本方針

- (1)「いじめは絶対にしない、許さない、見逃さない」学校づくりを推進するとともに「いじめに気づく、いじめを考える、いじめを生まない行動をとる」ことを常に意識して学校生活を送れるよう支援する。
- (2)各学年、学級、部活動等において、支持的風土づくりと居場所づくりに努め、所属生徒の自己肯定感を高められるよう支援する。
- (3)わかる・できる授業や一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。
- (4)すべての教職員がいじめ未然防止に積極的、組織的に取り組む。
- (5)生徒の豊かな心を育み、自他を尊重する精神を養うために道徳教育の充実を図る。
- (6)いじめの解決に向けて、警察や児童相談所等関係機関との連携を図る。

3 学校及び教職員の責務

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることがなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、教職員は、全力を挙げていじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して見逃さないものとする。

4 いじめ防止に係る組織

学校全体で生徒の健やかな成長を支えるとともに、生徒のいじめの防止に向け、学校全体でいじめの起きない風土づくりに努める。そのため、以下の方針に沿って、いじめの防止等に向けて組織的対応する。

(1)校内いじめ対応ミーティング

- ・いじめについての報告を受け、情報共有と共通理解を図る。
- ・事実関係の把握のための調査を行い、大暑のための方針や方策を協議する。

(2)学校生活におけるいじめに関する諸問題を予防・調査・解決するために「いじめ対策委員会」を設置する。

構成は次のとおりである。※重大事態が発生した場合など、必要に応じて本委員会を開き、今後の対応を協議する。

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任

(必要に応じて、生き方指導担当、生徒会指導担当、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等)

(3)中学校区いじめ防止連絡協議会

地域、各小学校との連携を図り、諸問題の予防・調査・対策を行うために「中学校区いじめ防止連絡協議会」を設置する。構成は次のとおりである。

青少年育成協議会、民生・児童委員協議会、PTA会長(岩室小、和納小、岩室中)、校長(岩室小、和納小、岩室中)、生活指導主任(岩室小、和納小)、生徒指導主事(岩室中)

5 いじめ対策の基本的な取組について

(1)「いじめの未然防止」に向けた取組

- ①いじめを題材とした道徳の授業を実施する。
 - ・各クラスの実態に合わせて適宜行う。
 - ・学年内で同じ題材を扱い、いじめに対して同一歩調で生徒の意識を高める。

- ②休憩時間・放課後活動・部活動で生徒と共に過ごす時間を可能な限り設定し、生徒の観察、支援に努める。
 - ・冷やかしいやからかい、悪口や脅しなど、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれ、集団や個人による無視、自分の物が無くなったり、隠されたりする。
 - ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・自分にとって不愉快な、嫌なあだ名で呼ばれる。
- ③生徒会による「絆づくり集会」の実施。
 - ・生徒会本部を中心に学年縦割りのグループを作り、いじめ未然防止活動を実施する。
- ④認め合い支え合う支持的な学級づくり
 - ・学校行事等の活動を通して、仲間の良いところを発見する。リーダーと、フォロワーの成長を促す。
 - ・レクリエーションや感想発表など、仲間を認め合う活動を行う。
 - ・計画的にグループエンカウンターやライフスキルトレーニングなどを取り入れ、コミュニケーションを円滑に行うスキルを育む。
- ⑤岩室地区青少年育成協議会と連携し、年2回「いわむろスマイルキャンペーン(地域の挨拶運動)」を実施する。

(2)「いじめの早期発見」に向けた取組

- ①生徒指導部会や学年部会、運営委員会で、定期的に多面的・多角的な視点から情報交換を行う。
- ②教育相談に伴い、教育相談アンケート調査とともに、いじめ調査アンケート(ipadでのトークの日アンケート)を月に1回実施し、有効活用を図る。
 - ・いじめ調査アンケート(トークの日のアンケート)は、実施日に、複数の教職員がチェックをする。
 - ・アンケートにチェックがあった生徒には、速やかに担任が聴き取りを行い「いじめ対応メモ」に記入する。重要度が高・中の内容については「校内いじめ対応ミーティング」または「いじめ対策委員会」を開催する。
- ③養護教諭・スクールカウンセラー・関係機関等との連携を図り、様々な所から情報が得られるようにする。

(3)「いじめへの対処」に向けた取組

- ①問題の発生・解決には一刻、一瞬を大切に即時に対応する。
 - いじめの可能性・疑いがあったときは、速やかに「校内いじめ対応ミーティング」を開催する。内容はいじめ対応ミーティング記録用紙に記入し、ファイルに保管する。
 - ・特定の職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。
 - ・いじめの加害、被害にかかわらず、丁寧な聴き取りを行い、事実を明確にする。また、周辺生徒の聴き取りも行う。
 - ・収集・整理した情報及びその基となるアンケートや聴き取りメモ、支援の経過や保護者への説明の記録等は、確実に保管する。
- ②解決の方向は、具体的に示す。
- ③「問題」には、全職員が一致して当事者として対応する。
- ④「問題」が発生したら「解決」を確認するまで追求する。「解決」の確認は、校長があたる。
 - ※「再発について心配がない」とする相当の期間は3か月を目安とする。

6 重大事態発生時の対処について

(1)重大事態の対処の基本方針

いじめは決して許されない行為である。万一、重大事態が発生した場合には、新潟市教育委員会の指導の下、いじめを受けた生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。また、いじめに関する事実を徹底的に調査、解明し、対処にあたる。なお、重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあった場合は、重大事態が発生した場合と同様に扱う。

(2)重大事態の意味

生徒がいじめを受けたことにより…①生徒が自殺を図ろうとした場合 ②身体に重大な被害を負った場合
 ③金品等に重大な被害を負った場合 ④精神性の疾病を発症した場合 ⑤被害生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとなどの状況をいう。

(3)重大事態が発生した場合

- ①事態に関わる情報を収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに市教委に報告し、その後の対処、調査などについて指導を受ける。
- ②内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携して対処する。

(4)自殺につながる可能性がある場合の対応

各種アンケートや教育相談の内容から、「死にたい」などのつぶやきや自傷行為が発覚した場合、即時「校内いじめ対応ミーティング」を開き、迅速に対応する。管理職は、教育委員会に一報を入れる。